

鹿屋市学校規模適正化（学校再編）基本方針
（改定版）

令和4年11月

鹿屋市教育委員会

目 次

まえがき

I 基本方針の基本的な考え方

- 1 目 的
- 2 方 針
- 3 これまでの経緯及び方針改定
- 4 留意事項

II 学校規模適正化の背景

- 1 小・中学校の現状

III 学校規模適正化の基本的な考え方

- 1 適正化の必要性
- 2 基本的な考え方

IV 配慮事項と今後の学校づくり

- 1 児童生徒への配慮
- 2 通学区域の設定
- 3 通学上の安全
- 4 統合の視点
- 5 学校と地域の関係
- 6 学習集団の形成
- 7 学校施設の活用
- 8 特別支援教育、いじめ・不登校等の教育課題への取り組み
- 9 小中一貫校の導入
- 10 小規模校入学特別認可制度（特認校制度）の在り方

V 学校規模適正化への取り組みと今後の進め方

- 1 学校規模適正化への取り組み
- 2 基本方針
- 3 今後の進め方

資料編

- 1 学校適正規模についての法令の規定（抜粋）
- 2 令和4年度学校別児童生徒数・学級数一覧

まえがき

全国的な少子化の中、本市の小・中学校の児童生徒数は、昭和30年代のピーク時の約36%にまで減少し、6学級以下の小学校が全体の約48%（23校中11校）を占めるなど、学校の小規模化が進み、児童生徒の人間関係の固定化や多様な価値観とのふれあいの減少、学級数の減少に伴う教職員数の減少など、教育上又は学校運営上の様々な課題が指摘されています。

鹿屋市教育委員会では、このような課題を克服し、子どもたちにより良い教育環境を実現することを目的に、平成20年9月に「鹿屋市学校規模適正化（学校再編）基本方針」を策定し、平成23年6月に鹿屋市学校再編実施計画書（以下「実施計画書」という。）を策定しました。

この実施計画書に基づいて、平成25年4月に神野小学校を吾平小学校に統合し、鶴羽小学校、古江小学校、菅原小学校及び花岡中学校を小中一貫校花岡学園に統合し、平成27年4月に浜田小学校を大始良小学校に、高須中学校を第一鹿屋中学校又は大始良中学校に統合し、令和2年4月に高須小学校を野里小学校に統合するなど、市立小・中学校の学校再編の取組を進めてきました。学校再編に当たり、御協力いただいた保護者や児童生徒、また、地域の方々に厚く御礼申し上げます。

このような中、平成28年度末で実施計画が終了したことや、児童生徒数の減少が進み、市全体で更なる学校の小規模化が進行するとともに、一部の地域においては児童生徒が集中し、大規模化が進むなど学校規模の偏りが顕著となっていることから、市立小・中学校の現状や最新の児童生徒数の将来推計、国・県の動向等を踏まえ、改めて「鹿屋市学校規模適正化検討委員会」を設置し、教育に関する専門家の方々や地域代表の方々等に様々な視点から「学校規模適正化に係る基本的な考え方」について検討していただきました。

この検討結果を基にして、本市の学校規模適正化・適正配置に関する基本的な考え方や方向性をまとめた、「鹿屋市学校規模適正化（学校再編）基本方針」を改定いたしました。

今後、本市教育大綱の基本理念である「未来を担う心豊かでたくましい人づくり」の実現に向け、本市の将来を担う子どもたちに、良好な教育環境の整備に取り組んでまいります。

I 基本方針の基本的な考え方

1 目的

社会情勢の変化や児童生徒数の減少などを背景とした本市教育の諸課題に適切に対応し、地域の特性やニーズを踏まえ、長期的、全市的な観点から学校規模の適正化を図り、併せて、本市教育の充実・振興が図られるよう教育環境の整備や学校の活性化などを推進するものです。

2 方針

(1) 基本方針の内容及び取り組み期間

「鹿屋市学校規模適正化（学校再編）基本方針（改定版）」（以下「基本方針」といいます。）は、本市の小・中学校の現状、学校規模適正化の必要性、今後の学校づくりなど小・中学校の適正配置及び適正規模の在り方についての「基本的な考え方」と「留意点」などをまとめたものです。

この基本方針は、今後の本市において、小規模化及び一部大規模化が進む小学校と中学校の学校規模の適正化を図り、教育環境を整備する取り組みの基本となります。特に期間を定めませんが、今後の社会情勢や教育制度の変化等に合わせて必要に応じ見直しを行っていくこととします。

3 これまでの経緯及び方針改定

(1) これまでの経緯

児童生徒の減少等を背景とした小・中学校の小規模化による課題に対応するため、平成20年9月に「鹿屋市学校規模適正化（学校再編）基本方針」を策定しました。

平成23年6月には、住民説明会での意見や地域の実情、歴史的背景などを考慮し、学校再編の枠組みや再編の目標年度などを盛り込んだ「鹿屋市学校再編実施計画書（計画期間：平成23年度～平成28年度）」を策定し、保護者や地域住民の理解と協力を得ながら、地域バランスや地域特性などを生かした小・中学校の規模適正化の取組を進めてきました。（輝北地区の再編は、輝北地区学校規模適正化（学校再編）実施計画書（平成19年6月策定）による。）

表1 学校規模適正化に関する経過

再編年月日	地区名	対象校	再編の内容
H23. 4. 1	輝北地区	百引小、平南小、市成小、高尾小、岳野小（休校）	輝北小（旧百引小）に統合
H23. 4. 1	輝北地区	百引中、市成中	輝北中（旧市成中）に統合
H25. 4. 1	吾平地区	神野小	吾平小に統合
H25. 4. 1	花岡地区	鶴羽小、古江小、菅原小、花岡中	小中一貫校花岡学園に統合
H27. 4. 1	大始良地区	浜田小	大始良小に統合
H27. 4. 1	高須地区	高須中	第一鹿屋中又は大始良中に統合
R2. 4. 1	高須地区	高須小	野里小に統合

(2) 基本方針の改定

児童生徒数の減少が進み、市全体で更なる学校の小規模化が進行するとともに、一部の地域においては児童生徒が集中し、大規模化が進むなど学校規模の偏りが顕著となっていることから、基本方針の改定を行うこととしました。

改定に当たっては、「鹿屋市学校規模適正化検討委員会」を設置し、市内小・中学校の現状や最新の児童生徒数の将来推計、国・県の動向等を踏まえ、検討を行いました。

なお、学校規模適正化の考え方や学校適正配置の在り方については、平成20年9月に策定した鹿屋市学校規模適正化（学校再編）基本方針を踏襲することとします。

4 留意事項

(1) 学校関係者、保護者、地域の方々との合意形成について

適正配置等の具体的な検討に当たっては、教育委員会は、学校関係者や保護者、地域の方と協働して、それぞれの立場から、「良好な教育環境のために」という共通の視点で協議をし、合意形成を図った上で進めていきます。

(2) 市民への情報提供について

適正配置及び適正規模等に関する教育委員会での検討内容については、市教育委員会のホームページなどを通じて、積極的に保護者、市民へ情報提供を行っていきます。

II 学校規模適正化の背景

1 小・中学校の現状

(1) 児童生徒数の推移

全国的な少子化の傾向と同様に、本市の児童生徒数は、昭和37(1962年)年度の26,201人をピークに年々減少しており、令和3(2021年)年度には9,511人、また、今後の推計では、令和9年度で8,960人と予想しているところであり、児童生徒の減少は今後も続くものと見込まれます。

(2) 規模別学校数

学校教育法施行規則第41条では「小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他特別の事情があるときは、この限りではない。」と規定されています。(同規則第79条により中学校に準用)

国の基準によると、本市では標準規模校(12~18学級)は5校で、標準を下回る小規模校は25校あり、全体の71.4%を占める状況となっています。

また、令和3年度時点において、学級編制が複式編制に至っている小学校が5校(旧鹿屋地区4校、吾平地区1校)となっている状況です。

学級数	過小規模 1~5	小規模 6~11	統合の場合の適正規模		大規模 25~30	過大規模 31~
			適正規模			
			12~18	19~24		
小学校	<ul style="list-style-type: none"> 西俣小 高隈小 大黒小 南小 鶴峰小 	<ul style="list-style-type: none"> 祓川小 東原小 花岡小 野里小 輝北小 串良小 細山田小 上小原小 吾平小 下名小 	<ul style="list-style-type: none"> 鹿屋小 西原小 笠野原小 大始良小 	<ul style="list-style-type: none"> 寿小 田崎小 西原台小 	<ul style="list-style-type: none"> 寿北小 	
学級数	過小規模 1~2	小規模 3~11	統合の場合の適正規模		大規模 25~30	過大規模 31~
中学校		<ul style="list-style-type: none"> 鹿屋中 田崎中 大始良中 吾平中 花岡中 高隈中 輝北中 串良中 上小原中 細山田中 	適正規模			
			12~18	19~24		
			<ul style="list-style-type: none"> 第一鹿屋中 	<ul style="list-style-type: none"> 鹿屋東中 		

※特別支援学級を除く。

※学校規模の分類

文部省助成課資料「これからの学校施設づくり」(昭和59年)

(3) 学校施設の整備状況

学校施設は、児童生徒が一日の大半を過ごす学習・生活の場であり、また、地域住民にとってのコミュニティの拠点であるとともに、地域の防災拠点としての役割も担っていることから、日頃から学習の場にふさわしい多様な機能を備え、子どもたちが安心して快適に過ごすことができるように教育環境の向上を図る必要があります。

① 耐用年数から見た学校施設の状況

校舎・屋内運動場等のうち、約半数の建物が旧耐震基準である昭和56年（1981年）以前に建設された建物であったため、これらを対象に耐震診断を行い、耐震診断を行った建物に関しては診断結果に基づいた耐震補強工事等を完了しています。耐震補強を行った建物を含め、建築から長い年数が経過した建物や設備の老朽化により、今後、建替え又は大規模改修に多額の費用が必要になると考えられます。

(4) 通学距離等の状況

法令では、「通学距離が小学校にあつてはおおむね4 km以内、中学校においてはおおむね6 km以内」を適正な規模の条件としています。

現在、本市において、この基準を超える距離の小学生が324名（5.1%）、中学生が108名（3.5%）おり、バス、自家用車、自転車等の手段により通学していますが、適正化を図ることにより、さらに増えることが見込まれます。

基準を超える小学生及び中学生のうち、学校統合に伴い遠距離通学となった小学生132名（2.1%）と中学生39名（1.3%）はスクールバスを利用し通学しています。

また、校区外就学者も小学校456名（7.1%）、中学校99名（3.2%）で、現行の通学区域でも、帰宅時に保護者等が不在である理由などで、多いこともうかがえます。

(5) 中学校における部活動実施状況

中学校の部活動実施状況においても、学級数（生徒数）の多い学校ほど設置数が多く、少ない学校ほど設置数が少ない状況となっており、子どもたちの人格形成や社会性の育成、体力向上・健康増進に有意義な部活動においても差異が見られる状況となっています。

(6) 小規模校と大規模校の特性

小規模校は小規模校なりの、大規模校には大規模校としての長所、短所があると思われれます。それぞれの良さを尊重しながら、また、短所を補う工夫をしながら適正化を図っていく必要があります。

① 小規模校の長所・短所

児童生徒・教員・保護者を含めて互いの結びつきが深くなり、児童生徒の個性や能力に応じた丁寧な指導や家庭的な人間関係を形成しやすいという長所があります。

その反面、少人数であるがゆえの問題点として、人間関係や互いの評価が固定されやすく、いじめなどの問題が生じた場合に後年次まで影響が残りやすい。さらに、学習面においても評価が固定化されやすく学習意欲や競争心に問題が生じやすいことや、委員会活動や部活動などで選択肢の幅が狭いなどの短所があげられます。

また、学校運営の面においても、教員の配置数が少なく、現実には学年研修や校務分掌などの面で教員に多少無理がかかっており、その結果、教育を受ける子どもたちにも影響が生じる可能性があると思われます。

② 大規模校の長所・短所

多様なクラス替えができることによって新たな価値観や人間関係の形成に寄与し、学習意欲や競争心を活発にするなどの長所があります。また、中学校では委員会活動や部活動などでの選択肢が広がるなど、ちょうど小規模校の短所とは裏腹な関係で長所があげられます。しかしながら、その反面として、学校としての一体感を保ちづらいことや、施設利用に制約が生じるなどの短所があげられます。

Ⅲ 学校規模適正化の基本的な考え方

1 適正化の必要性

これからの学校教育は、子どもたちが、自ら学び、自ら考え、解決する力を養う教育をめざすことが求められています。同時に、基礎・基本の徹底と知・徳・体のバランスのとれた教育により、豊かな人間性とたくましい体を育むとともに、社会の変化や多様性に対応できる確かな学力の定着を図る必要があります。

また、学校には、地域のコミュニティの拠点としての機能も有していることから、地域住民等も参画した開かれた学校づくりやコミュニティの拠点としての交流の場、野外の広場等、心のゆとりと豊かさを育むような施設を整備することも求められています。

これらのことから、学校規模適正化にあたっては小規模校化及び大規模校化への対応と、望ましい学習集団の形成を図るため、また、地域のコミュニティ施設としての機能も引き継いでいくため、次のとおり学校規模適正化の基本的な考え方に基づいて進めていきます。

(1) 児童生徒数の推移と学校力の確保

小規模校、大規模校それぞれに、学校規模に起因する長所と短所があり、各学校では、長所を活かし、短所を克服するための創意工夫や努力を行っていますが、児童生徒の偏りが更に顕著になってきています。

- ① 集団の規模が小さくなると、子どもの多様な選択の幅が小さくなったり、切磋琢磨する機会が失われたりするなど、集団教育のよさが生かされにくくなります。
- ② 教職員の配置数が減り、校務運営や子どもの指導体制にも難しさが生じるなどの学校運営に影響を及ぼすことになります。
- ③ 児童生徒の減少は、学校環境に大きく影響し運営や管理面の低下も懸念されます。
- ④ 一方、学校の規模が大きくなると、行事等において一人一人が活躍する場や機会が少なくなったり、人間関係が希薄化する場合があります。また、教職員が増え、学校運営全般にわたり、教職員が十分な共通理解を図ったりする上で、支障が生じることもあります。
- ⑤ 学校の活力を維持し、子どもたちが大勢の中でいきいきとした学校生活を送れるようにするために、適正な学校規模を実現することが必要です。

(2) 教育環境の充実

- ① 子どもの学力低下への懸念、いじめや不登校、暴力行為などの問題行動、規範意識や社会性の低下、家庭や地域の教育力の低下など、教育に関する様々な課題も生じており、これらに適切に対応する必要があります。
- ② 確かな学力と豊かな心を育む教育を推進するため、創意工夫を凝らした特色ある教育活動など、学校教育における新しい取り組みに期待が寄せられており、それを支援するための新しい教育環境の整備にも期待が高まっています。
- ③ 学校施設が地域のコミュニティの拠点として機能し、地域の人々が様々な活動を通して交流を行う場としての広いニーズに応えていく必要があります。また、学校

施設としての教育的な配慮を行いながら、地域の実情に応じて、高齢者福祉施設等の地域の公共施設等との連携を進めていくことも重要です。

(3) 学校施設等の整備

- ① 校舎、屋内運動場等の主要建物については、耐震補強工事等を完了しているが、建築から長い年数が経過した建物や設備が多く、今後、建替え又は大規模改修に多額の費用が必要になると考えられます。
- ② こうした建物の改修等については、中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減・予算の平準化を実現しつつ、学校施設に求められる機能を確保するため、長期的な施設整備の具体的方針として策定した「鹿屋市学校施設長寿命化計画」に基づき、健全度が低くかつ建築年の古い建物から順次行うことを基本とします。

(4) 市全体の配置のバランスと地域振興

- ① 市全域における学校の小規模化と、一部の地域で大規模化が見られますが、小規模化については特に進んでいる地域が見られることから、全市的な取組を推進しつつも、これらの地域を優先して適正化を図っていくなどの配慮が必要と思われます。
- ② 市全体としての学校の適正な配置や校区の範囲について、地域のバランスを考慮しながらより広域的な視点から柔軟に検討する必要があります。
- ③ 将来を展望し、次代を担う子どもたちが個性豊かにたくましく育つことができるよう、長期的な視点に立ち、時機を失することなく、確固たる教育基盤づくりに力を注ぐ必要があります。

2 基本的な考え方

学校規模適正化に当たっては、特に次の3項目を基本として進めます。

- ・ 学校規模適正化は、児童生徒にとって望ましい学習集団を形成し、より良い学習環境を創造するものであること。
- ・ 地域の中での学校の役割や通学距離、通学路の安全確保に十分配慮したものとし保護者、地域住民の理解と協力を得られる計画内容であること。
- ・ 学校の小規模化・大規模化によって生じる課題を解消し、子どもたちのより良い教育環境の整備と教育の質の向上を目指した学校適正配置を行うこと。

(1) 適正配置の基本的な考え方

望ましい学校規模を踏まえた適正な学校配置を考える際の基本的な前提としては、年少人口の減少は今後も続き、推計では、令和3年度で9,511人の児童生徒数が、令和9年度には8,960人となる見込みであり、6年間で、実に550人以上の減少が見込まれています。これは、現在の小学校1校当たりの平均児童数(278.6人)の約2校分に近い人数です。

本市の将来人口の推計や年少人口の構成比、さらには合計特殊出生率などを考慮しながら、学校の配置を考えます。

(2) 学級編制の考え方

教育活動の実施にあたって一定数の児童生徒を単位とする学級を編制することを前提に、法令で1学級の児童生徒数の標準を定めています。（「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」）

具体的には、1学級の児童生徒数の標準を1年生は35人、2～6年生は40人（※1）として各学年の学級を算出し、その学級数に応じて、その学校の教職員の総数が決まる仕組みです。

したがって、学校の設置や教職員配置に関する基準等を定める現行制度を基本にすべきであると考えます。

（※1） 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正に伴い、小学校の学級編制の標準を40人から35人に引き下げることとされ、令和3年度から令和7年度までの5年間かけて学年進行により実施することとされました。

（令和3年度は2年生）

鹿児島県の小学校1年生、2年生は30人学級を実施。

(3) 学校規模の考え方

各学校では、児童生徒数に応じた創意工夫のある教育活動に取り組んでいます。また、同じ学級数であっても、児童生徒数によって教育活動の展開の可能性や児童生徒への影響は大きく異なることから、単に適正規模を下回る、又は上回るからといって、直ちに学校適正配置が必要な状況とは言えません。

しかしながら、法令上や制度上の仕組みでは、教育活動の多くの場面が、原則として同学年による学級を単位として行われており、教育活動の担い手である教職員も学級数を基礎とした配置定数によっているなど、学校規模を考える基本は、学級の数によるものといえます。

「学校教育法施行規則」では、「12学級以上18学級以下を標準とする」という考え方が示されており、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令」では、学校を統合する場合においては、「12学級以上24学級以下」を適正な学校規模としています。

また、文部科学省「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引（以下「文部科学省の手引」という。）」によると、小学校の「望ましい学級数の考え方」においては、「全学年でクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置するためには1学年2学級以上（12学級以上）あることが望ましい」としています。

中学校においては、「免許外指導をなくしたり、全ての授業で教科担任による学習指導を行ったりするためには、少なくとも9学級以上を確保することが望ましい」としています。

国の法令や文部科学省の手引きを踏まえ、一定の規模を確保して児童生徒の教育環境を整えることが、より現実的かつ合理性があると考え、本市における学校の適正規模も、国の基準に基づき、次のようにします。

しかし、地域の実情その他により特別の事情のあるときは、この限りでないと弾力的に規定されていることから、小・中学校各学年1学級以上とすることも可能であると考えます。

【鹿屋市における適正な学校規模】

- | | | |
|--------------------|---|--------------|
| ○ 小学校 12学級（各学年2学級） | ～ | 24学級（各学年4学級） |
| ○ 中学校 9学級（各学年3学級） | ～ | 24学級（各学年8学級） |

(4) 適正配置の方法

小規模校及び大規模校に関する課題解決を図るための手法として、次のようないくつかの手法をベースに、適正化の方法を検討する必要があります。

【小規模校の対応】

① 学校の統合

児童生徒数が減少している学校を隣接する学校との統合により適正規模が確保できる場合は、学校の統合を検討していきます。

② 学校区の見直し

隣接する学校との通学区域の見直しにより、双方の学校で適正規模が確保できる場合は、学校区の見直しを検討していきます。

③ 小規模校入学特別認可制度（特認校制度）の活用

学校の特徴を活かして、校区外の市内全域からの入学を認める特認校制度の活用を検討していきます。

④ 小中一貫校の導入

個々の学校が適正規模に満たない場合でも、小学校と中学校を一体的又は連携させた9年間の教育を行い、小規模でも教育効果を高めることが可能な小中一貫校の導入を検討していきます。

【大規模校の対応】

① 学校区の見直し

隣接する学校との通学区域の見直しにより、双方の学校で適正規模が確保できる場合は、学校区の見直しを検討していきます。

② 学校施設の更なる整備

校舎の増改築による特別教室の確保や、体育館・校庭の拡充などにより、教育効果を高める方策を検討していきます。

IV 配慮事項と今後の学校づくり

学校配置の見直しを行う場合には、望ましい学校規模を確保することによって、教育内容の一層の充実が図られる必要があります。

その際には、学校規模だけではなく、通学区域、通学距離、通学経路、学校施設の状況、さらには学校が果たしてきた地域での役割などについて、総合的な検討を加えていかなければなりません。よって、学校の適正配置計画を策定するにあたり、以下の点に配慮します。

1 児童生徒への配慮

学校の規模適正化・適正配置を進めるに当たっては、児童生徒の学習環境や生活環境、教職員との関係等の変化に伴い、精神的な不安や動揺を生じさせないように、児童生徒の気持ちに配慮した取組について検討していきます。

2 通学区域の設定

現状の学校配置に係る通学区域の設定は、おおむね妥当であると思われませんが、今後の適正配置による学校再編の過程では、通学区域の設定に関して、次の点において十分な検討が必要です。

○通学距離

法令では、「通学距離が小学校にあってはおおむね4 km以内、中学校においてはおおむね6 km以内」を適正な規模の条件としています。これは、学校統合の際の上限を目安で示したものと解しますが、歩道の設置状況、小学校低学年の負担という点にも配慮しなければなりません。適正配置の結果、著しく通学時間を要する場合、通学時のバス利用など通学手段の配慮を行います。

また、学校での放課後の取り組みにも一定の制約が生じかねないことから、通学時のバス利用を検討する際には、放課後の課外活動等に対する時間的な工夫や対策も必要です。

3 通学上の安全

本市の地形的な特性から、一部の通学経路の中には、起伏に富む箇所での通行や、交通量の多い道路の横断を行わなければならない通学区域の設定が予想されます。今後、適正配置の実施によって、通学区域が広がり、通学経路の見直しもされることとなりますが、その際には、保護者・地域とも連携しながら、不審者に対する対策も含めて通学にかかる安全の確保のため十分配慮します。

4 統合の視点

学校の統合にあたっては、ともすれば統合する学校規模等により、「受け入れる側」と「受け入れられる側」という意識が起きる懸念があることから、このことが児童生徒に与える影響に配慮する必要があります。

統合を行う際には、関係者が一体となって新しい学校をつくるという視点にたち、統合の事前準備段階はもとより、統合後の児童生徒へのケア対策などを進める環境づくりに努めます。

5 学校と地域の関係

学校は地域の発展と深い関わりがあり、学校の統廃合を進めることになれば、学校数が減少し、地域との関わりが希薄になることが懸念されます。地域の自然や歴史文化に学び、地域に根ざした特色ある学校づくりを進めるため、公民館及びコミュニティ施設の学校支援機能としての役割に配慮する必要があります。

また、学校施設は学校教育を行う場のみならず、スポーツや文化活動の社会教育分野としての利用や地域防災拠点などの公共的利用の役割も担っています。

今後、学校の適正配置を行う際には、こうした学校と地域のこれまでの関係や歴史に配慮して、保護者、地域住民と学校適正配置についての情報を共有し、理解と協力を得ながら進めていきます。

6 学校集団の形成

1学年複数学級を目標としつつも、過疎化の著しい中山間地域等の地域については、地勢的な要件によって、一律の基準によって、学校の適正規模化が不可能な地域が発生することにも配慮します。

7 学校施設の活用

学校再編にあたっては、既存の学校施設、設備を最大限活用することを基本とし、統廃合等により教室不足が見込まれる場合については、新設ではなく、適宜必要な検討を行うこととします。

また既存施設を活用するときは、耐力度調査等の結果を踏まえたものとし、

学校再編により空き校舎となる施設については、地域のまちづくり活動の推進に資する施設として活用できるよう、地域の方々の意見や要望も参考にしながら検討します。

8 特別支援教育、いじめ・不登校等の教育課題への取り組み

さまざまな教育課題への取り組みにあたっては、全ての学校が組織として一体的に取り組むことのできる体制の構築を図ります。

また、いじめ等の対処にあたっては、最も効果的な対応を機動的に実施するとともに、信頼と寛容の心を培う人間関係の構築に努めます。

9 小中一貫校の導入

小学校と中学校を一体的又は連携させた9年間の教育を行い、小規模でも教育効果を高めることが可能な小中一貫校の導入など、より良い教育環境の整備を検討します。

10 小規模校入学特別認可制度（特認校制度）の在り方

学校統廃合により特認校制度による指定校が減少した場合、特認校制度を利用している児童生徒の状況を踏まえ、新たな学校の指定など、児童生徒へ配慮しつつ特認校制度の在り方について検討します。

V 学校規模適正化への取り組みと今後の進め方

1 学校規模適正化への取り組み

学校は、地域のシンボリック的存在で長年の歴史が刻まれており、学校規模適正化の推進に際しては、特に地域住民をはじめ関係者の理解とコンセンサスが求められています。

学校規模適正化の進め方については、これまでの取り組みや地域住民の意向を十分踏まえ、長期的・全市的な視点に立って推進していきます。

具体的な実施計画の策定にあたっては、子どもたちの成長を促す最も有益な選択を第一義に、さらに、保護者や地域住民などの関係者へ、十分な説明・協議を行い、学校規模適正化を進めていきます。

2 基本方針

平成20年9月に策定した「鹿屋市学校規模適正化（学校再編）基本方針」を基本的には踏襲することとします。

(1) 対象学校

小学校、中学校別に検討するものとする。

(2) 施設設置

既存の学校施設、設備を最大限活用することを基本とし、統廃合等により教室不足が見込まれる場合については、新設ではなく、適宜必要な検討を行うこととします。

なお、改修等が必要な場合、学校施設長寿命化計画に基づく優先度を勘案していきます。

(3) 学校規模

① 国の法令や文部科学省の手引きを踏まえた、本市における適正規模（小学校：12学級～24学級、中学校：9学級～24学級）を原則とする。

② 地域の実情に応じて必要がある場合には、小・中学校各学年1学級以上とすることができるものとする。

(4) 学校区

① 小学校は、現行の中学校区域内を基本とする。ただし、地域の実情に応じて、中学校区域を超えることもできるものとする。

② 中学校は、隣接する現行の中学校区域を基本とする。ただし、地域の実情、地理的及び地形的な条件に応じて、隣接する中学校区域を超えることもできるものとする。

(5) 通学条件

国の基準に基づき、徒歩で片道小学校4km、中学校6km以内を基本とし、この基準を超える児童生徒については、スクールバス等の通学手段を考慮するものとする。

(6) 跡地利用

学校規模適正化の結果、使用しなくなる学校施設については、地域のまちづくり活動の推進に資する施設として活用できるよう、地域の方々の意見や要望も参考にしながら検討するものとする。

3 今後の進め方

(1) 保護者や地域住民との共通理解

適正配置を進めるにあたっては、学校の教育的役割のみならず、学校が地域で果たしてきた歴史的・文化的役割や公共的施設としての機能等の地域事情にも配慮しなければなりません。

そのためには、児童生徒数や学級数等の将来推移、学校の小規模化や大規模化に伴う問題点等について、保護者や地域住民に説明し、学校の適正配置の必要性について情報を共通し、理解と協力を得ながら進めていきます。

(2) 年次計画による実施

適正配置の実施にあたっては、

- ① 小規模校と一部の大規模化する学校など検討すべき対象校も多く、また、全市の見直しにより対象地域が広範にわたること。
- ② 保護者や地域など関係者との十分な協議が必要であること。
等から、全体的な計画を定めたうえで、実施にあたっては、ある程度の中・長期的なスパンの中で年次計画を策定して進めていきます。
その際には、財政的な側面を考慮し、鹿屋市学校施設長寿命化計画との整合性を図りながら検討していきます。

(3) 優先順位

適正配置にあたっては、以下のとおり優先順位を定め、段階的に検討していきます。

① 優先して検討を進める学校規模

【小学校】

小規模校における完全複式学級編制の解消を図ることから、現在、完全複式学級（3学級編制）の状況にあり、今後、解消の見込みのない学校

【中学校】

クラス替えができない学校規模を解消し、専科教員配置不足等の課題解決を図るため、現在、3クラス以下での学級編制の状況にあり、今後、解消の見込みのない学校

② 今後の児童生徒数の推移により検討する学校規模

【小規模校】

「鹿屋市における適正な学校規模」に満たない学校規模のうち、1学年1学級以下の学校

○小学校：4学級～6学級

【大規模校】

「鹿屋市における適正な学校規模」を超える学校

○小・中学校：25学級以上

これらの学校については、児童生徒数のこれまでの推移やこれからの将来推計を見極め、併せて学校規模に起因する教育課題などを把握しながら、それぞれの状況に応じて検討をしていきます。

(4) 今後の手順

本方針は、本市の小・中学校の現状、学校規模適正化の必要性、今後の学校づくりなど小・中学校の適正配置及び適正規模の在り方についての「基本的な考え方」と「留意点」などをまとめたものです。

このため、本方針の具現化に向けては、今後の児童生徒数の推移や各小・中学校や地域の課題等を踏まえ、教育委員会において「規模適正化実施計画（仮称）」を策定することとします。

「規模適正化実施計画（仮称）」の策定に当たっては、地域の実情や課題等を踏まえ、学校規模適正化の方策や学校の活性化及び教育内容の充実に向けた方策等について、地域代表や保護者代表を委員とする「地区協議会（仮称）」を設置し、委員の方々と十分な協議・調整を行いながら進めていくこととします。

資 料 編

1 学校の適正規模・適正配置に関する関係法令（抜粋）

○ 学校教育法施行規則

（学級数）

第四十一条 小学校の学級数は、十二学級以上十八学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

（準用規定）

第七十九条 第四十一条から第四十九条まで、第五十条第二項、第五十四条から第六十八条までの規定は、中学校に準用する。この場合において、第四十二条中「五学級」とあるのは「二学級」と、（中略）読み替えるものとする。

○ 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律及び同施行令

【義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律】

（国の負担）

第三条 国は、政令で定める限度において、次の各号に掲げる経費について、その一部を負担する。この場合において、その負担割合は、それぞれ当該各号に掲げる割合によるものとする。

一～三 略

四 公立の小学校、中学校及び義務教育学校を適正な規模にするため統合しようとすることに伴って必要となり、又は統合したことに伴って必要となった校舎又は屋内運動場の新築又は増築に要する経費 二分の一

2 前項第一号の教室の不足の範囲及び同項第四号の適正な規模の条件は、政令で定める。

【義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令】

（適正な学校規模の条件）

第四条 法第三条第一項第四号の適正な規模の条件は、次に掲げるものとする。

一 学級数が、小学校及び中学校にあつてはおおむね一二学級から一八学級まで、義務教育学校にあつてはおおむね十八学級から二十七学級までであること。

二 通学距離が、小学校にあつてはおおむね四キロメートル以内、中学校及び義務教育学校にあつてはおおむね六キロメートル以内であること。

2 五学級以下の学級数の小学校若しくは中学校又は八学級以下の義務教育学校と前項第一号に規定する学級数の学校とを統合する場合においては、同号中「一八学級まで」とあるのは「二十四学級まで」と、「二十七学級」とあるのは「三十六学級」とする。

3 略

○ 小学校設置基準（平成十四年三月二十九日文部科学省令第十四号）

（一学級の児童数）

第四条 一学級の児童数は、法令に特別の定めがある場合を除き、四十人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

（学級の編制）

第五条 小学校の学級は、同学年の児童で編制するものとする。ただし、特別の事情があるときは、数学年の児童を一学級に編制することができる。

○ 中学校設置基準（平成十四年三月二十九日文部科学省令第十五号）

（一学級の生徒数）

第四条 一学級の生徒数は、法令に特別の定めがある場合を除き、四十人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

（学級の編制）

第五条 中学校の学級は、同学年の生徒で編制するものとする。ただし、特別の事情があるときは、数学年の生徒を一学級に編制することができる。

2 令和4年度学校別児童生徒数・学級数一覧

(令和4年5月1日現在)

小学校	通常学級		特別支援学級		合計	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
鹿屋小学校	480	16	58	9	538	25
祓川小学校	58	6	5	2	63	8
東原小学校	101	6	11	2	112	8
笠野原小学校	426	15	32	4	458	19
寿小学校	642	22	43	7	685	29
寿北小学校	843	28	40	6	883	34
田崎小学校	618	21	34	5	652	26
西原小学校	416	13	35	5	451	18
西原台小学校	504	18	49	9	553	27
花岡小学校	155	6	19	3	174	9
野里小学校	198	7	18	4	216	11
大始良小学校	321	12	15	3	336	15
南小学校	19	3	3	2	22	5
西俣小学校	39	4	2	1	41	5
高隈小学校	16	3	1	1	17	4
大黒小学校	20	3	0	0	20	3
輝北小学校	97	6	9	2	106	8
串良小学校	183	6	10	2	193	8
細山田小学校	194	7	23	4	217	11
上小原小学校	231	10	13	3	244	13
吾平小学校	216	10	14	3	230	13
鶴峰小学校	17	3	0	0	17	3
下名小学校	113	6	6	2	119	8
合計	5,907	231	440	79	6,347	310

中学校	通常学級		特別支援学級		合計	
	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
鹿屋中学校	303	9	17	3	320	12
鹿屋東中学校	904	24	29	5	933	29
第一鹿屋中学校	609	18	26	5	635	23
田崎中学校	309	9	6	2	315	11
大始良中学校	202	7	8	2	210	9
花岡中学校	79	3	7	2	86	5
高隈中学校	34	3	3	2	37	5
輝北中学校	48	3	1	1	49	4
串良中学校	105	3	5	2	110	5
細山田中学校	96	3	3	2	99	5
上小原中学校	115	5	2	2	117	7
吾平中学校	208	6	6	2	214	8
合計	3,012	93	113	30	3,125	123